資料３

千葉市
CHIBA CITY

農業集落排水事業への
公営企業会計の適用について

令和６年１２月２５日（水）

令和６年度第１回千葉市下水道事業等経営委員会

目次

1　農業集落排水事業の概要

（1）農業集落排水とは　・・・・・・・・・・・・・・・・　p.3
（2）本市の農業集落排水事業・・・・・・・・・・・・・　p.3
（3）処理施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・　p.4
（4）令和５年度事業実績・・・・・・・・・・・・・・・・　p.5

2　公営企業会計の適用について

（1）背景及び目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・　p.6
（2）公営企業会計の適用による変更点・・・・・・・・・　p.7
（3）公営企業会計適用のメリット・・・・・・・・・・・　p.7
（4）経営委員会所掌事務の追加・・・・・・・・・・・・　p.8

3　農業集落排水事業中長期経営計画について

（1）計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　p.9
（2）中長期経営計画における「経営の基本方針」・・　p.10
（3）計画の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・　p.13

4　農業集落排水事業再編計画について

（1）背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　p.14
（2）再編計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・　p.15
（3）再編スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・　p.16

5　使用料体系の移行について

（1）公共下水道接続に伴う使用料体系の移行・・・・　p.17
（2）農業集落排水使用料と下水道使用料の比較・・・　p.17

1　農業集落排水事業の概要

（1）農業集落排水とは

「農村の下水道」とも言われ、農業振興地域におけるし尿・生活排水などの汚水処理を担っている。

（2）本市の農業集落排水事業

・昭和63年度から整備開始
・平成19年度までに、10地区（若葉区及び緑区の一部）の整備を完了

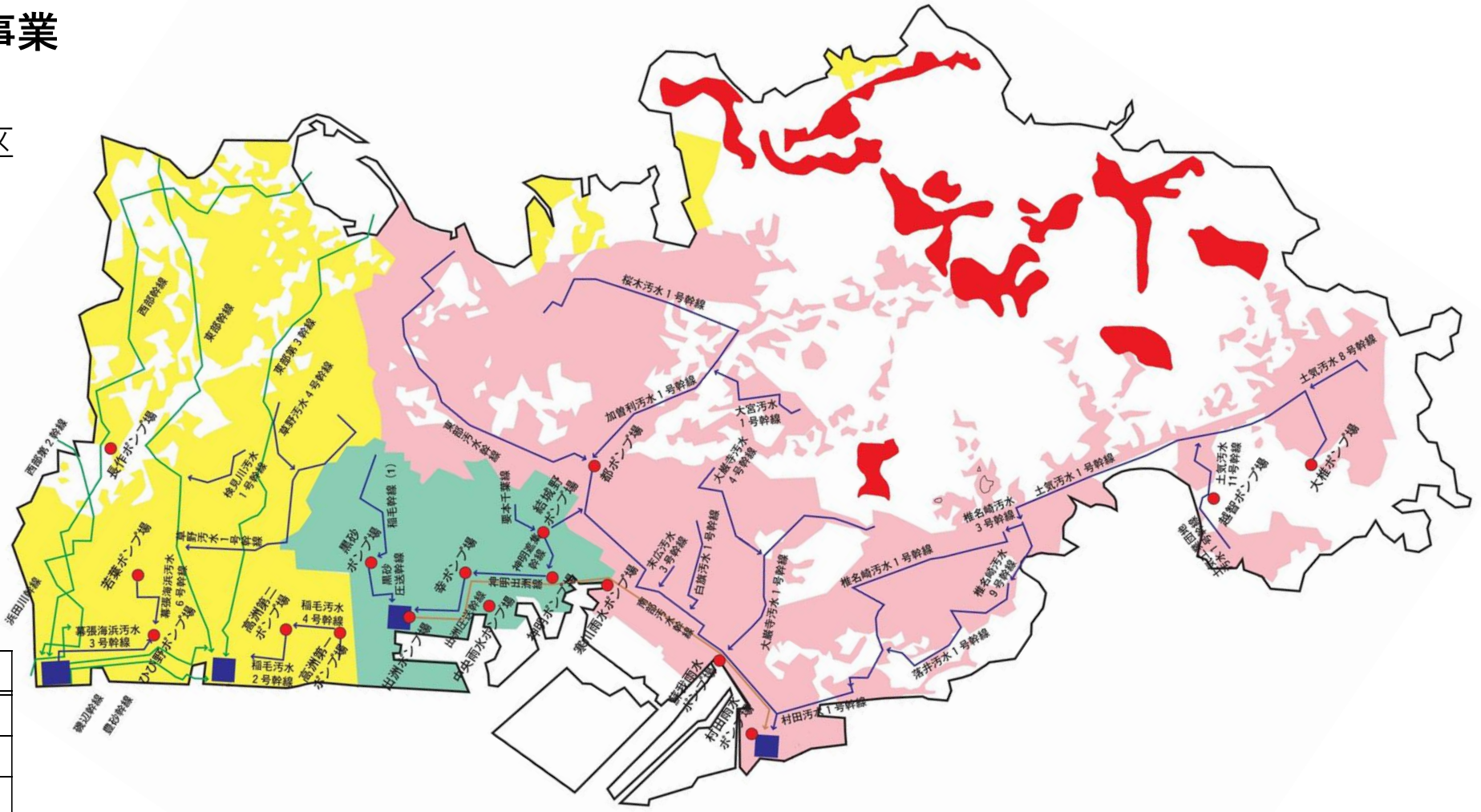

凡　例		整備面積
	印旛処理区	6,130ha
	中央処理区	1,665ha
	南部処理区	4,501ha
	農業集落排水事業計画区域	
	合併処理浄化槽整備区域	

（３）処理施設の概要

・家庭等からの生活排水は、各地区の処理施設で、きれいな水に処理し、農業用水路に放流している。

各処理施設の主な諸元

施設名	処理対象人口（人）	計画汚水量（m３/日）	供用開始日
大和田処理場	570	153.9	H4.6.1
平川処理場	510	137.7	H7.10.1
本郷処理場	1410	380.7	H9.10.1
野呂処理場	1990	537.3	H10.10.1
中野・和泉処理場	830	224.1	H14.7.1
中田・古泉処理場	1020	275.4	H14.7.1
谷当処理場	470	126.9	H16.7.1
富田処理場	410	110.7	H17.7.1
更科処理場	1440	388.8	H19.7.1

更科処理場の外観

機械設備（ポンプ）

電気設備

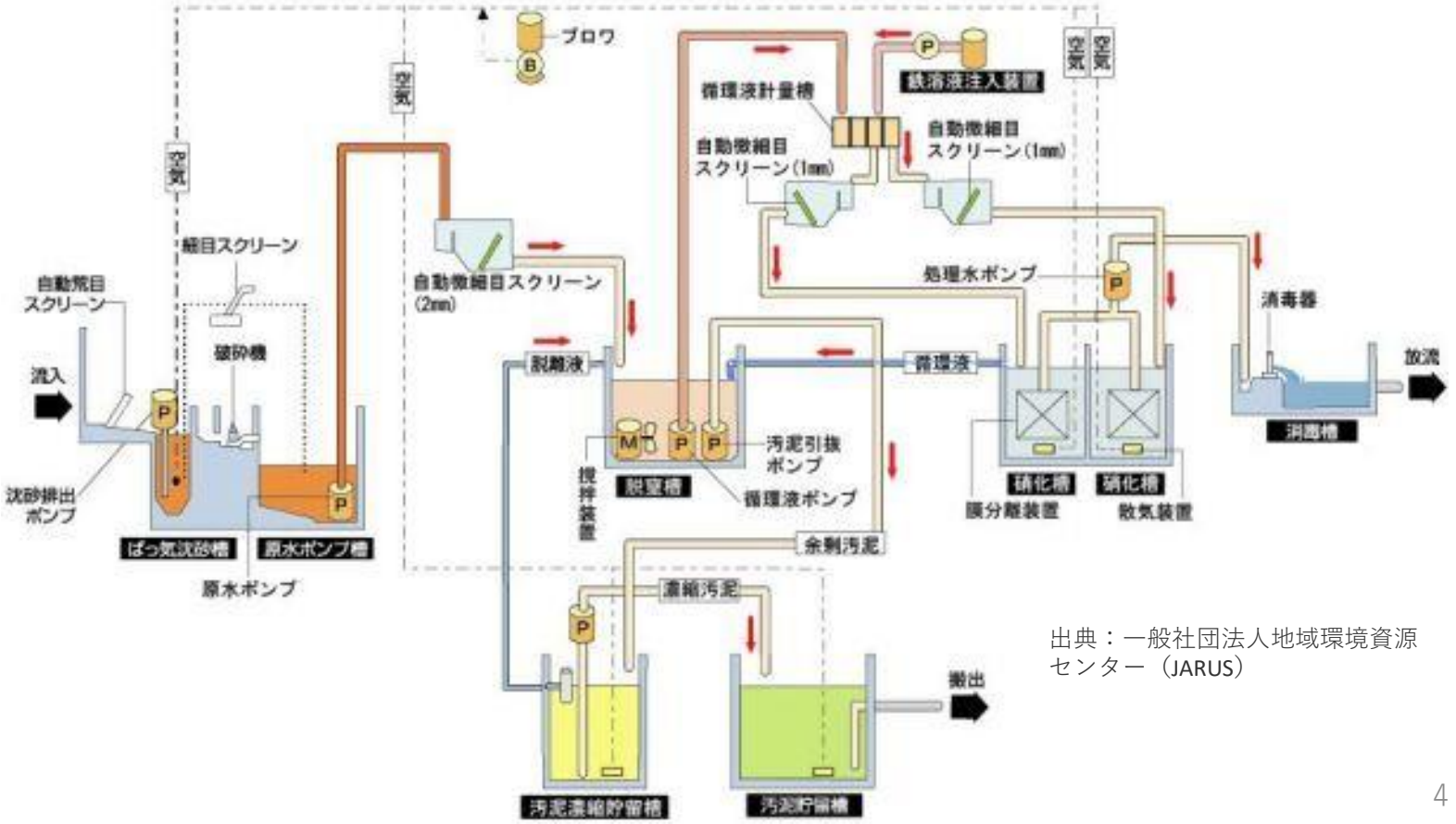

膜分離活性汚泥法のフロー（例）

出典：一般社団法人地域環境資源センター（JARUS）

1　農業集落排水事業の概要（つづき）

（4）令和５年度事業実績

	千葉市農業集落排水事業 （括弧内は、下水道事業と比較した割合）		（参考）千葉市下水道事業
使用料収入	61,249千円※1	(0.5%)	14,205,125千円
事業費（歳出決算額）	737,383千円※1	(1.9%)	39,223,756千円※2
事業計画面積	375ha	(2.9%)	13,121ha
管路延長	123km	(3.2%)	3,798km
処理場数	9 施設		4 施設（うち２施設は県所有）
整備区域内人口	6,611人	(0.7%)	956,140人
接続人口	5,473人	(0.6%)	952,528人
年間処理水量	487千㎥	(0.4%)	116,222千㎥
一日平均処理水量	1.3千㎥	(0.4%)	318千㎥

※1　打切決算の数値に、未収金（使用料収入）・未払金（事業費）を加算したもの　　※2　３条支出＋４条支出－減価償却費－資産除却費

2　公営企業会計の適用について

（1）背景及び目的等

公営企業を取り巻く経営環境が急速に厳しさを増している。
・急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少
・施設等の老朽化に伴う更新需要の増大　等

H31.1総務省通知

＜内容＞

公営企業が将来にわたり安定的にサービスを提供するため、公営企業会計の適用により経営状況を的確に把握するなど、「経営の見える化」により経営基盤の強化に取り組む必要がある。

特に資産規模が大きく、住民に密着したサービスを提供している下水道事業（公共下水道、集落排水等）等については、重点的な取組を求める。

➡ 農業集落排水事業については、令和６年度予算から公営企業会計を適用。

2　公営企業会計の適用について（つづき）

（2）公営企業会計の適用による変更点

ア　現金主義（官公庁会計方式）から発生主義（企業会計方式）へ

（現金主義＝金銭のやり取りが生じた時点で費用・収益を計上　／　発生主義＝金銭のやり取りがなくても取引が発生した時点で費用・収益を計上）

イ　複式簿記の採用（貸借対照表等の財務諸表の作成）

ウ　管理運営等取引（収益的収支）と建設改良等取引（資本的収支）の区分

（3）公営企業会計適用のメリット

最大のメリットは、**経営状況の「見える化」が図られる**こと

ア　現金に留まらない、資産まで含んだ包括的な経営状況が把握でき、より実態に即した損益情報などによる経営分析が可能

下水道事業決算書より

資産の老朽化度合いなども分かる。

経営指標の推移　（単位　%）

	H30	R1	R2	R3	R4
経常収支比率	105.15	104.0	102.33	102.89	102.33
経費回収率	112.31	109.60	105.86	108.39	108.87
有形固定資産減価償却率	41.37	42.66	44.11	45.02	45.60
管渠老朽化率	2.60	5.87	5.68	5.62	6.67

イ　他の公営企業の経営状況との比較が容易になる。

全国統一の基準で、公営企業間の比較が可能。

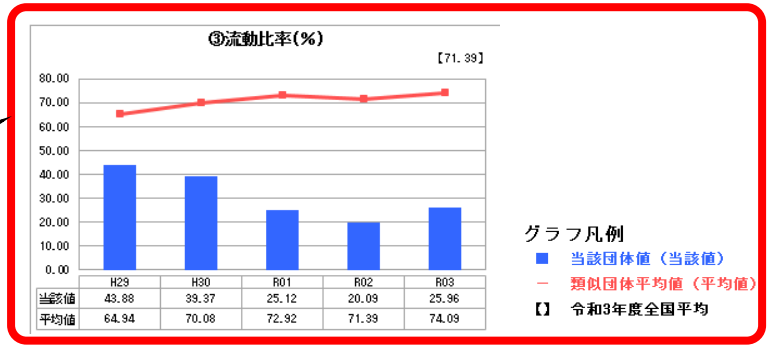

総務省　経営比較分析サイト

ウ　分かりやすい財務情報により、住民や議会によるガバナンスが向上する。

2　公営企業会計の適用について（つづき）

（４）経営委員会所掌事務の追加

（「千葉市下水道事業経営委員会設置条例」の一部改正による）

R6.3.31まで

下水道事業の　経営、計画、広報・広聴に係る事項を審議

（委員会の名称は、「千葉市下水道事業経営委員会」）

R6.4.1から

下水道事業**及び農業集落排水事業**の　経営、計画、広報・広聴に係る事項を審議

（委員会の名称は、「千葉市下水道事業**等**経営委員会」）

・いずれも「汚水処理」を行っており、類似した事業である。

・公共下水道への接続に伴い、公共下水道への編入など、農業集落排水事業のあり方を検討する必要がある。

本経営委員会で、両事業について御審議いただくこととした。

3　農業集落排水事業中長期経営計画について

（1）計画の概要

ア　計画策定の趣旨

・人口密度が低い農村地域を対象としており、採算性が低く、収入不足を一般会計からの繰入れで補っている状況
・国（総務省）から公営企業会計について、 R2年度末までに「経営戦略」の策定を求められていた
・事業の現状と**課題**を踏まえ、今後の効率的な事業運営を目指して策定したもの

> **・老朽化施設の増加（供用開始から３０年経過）**　→　維持管理費や改築更新費用の増加
> **・処理区域内人口の減少**　→　農業集落排水使用料収入の減少

イ　計画の位置付け

・「下水道事業中長期経営計画」策定に合わせ、R3.3月に策定
・適切な施設の機能保全を行うため策定した「農業集落排水施設最適整備構想」をもとに策定

ウ　計画期間

・Ｒ３年度～１４年度（１２年間）

（２）中長期経営計画における「経営の基本方針」

より効率的な事業運営を目指すことを基本方針とし、以下の３つを柱と位置付けた。

（１）公共下水道への接続

「農業集落排水事業再編計画」に基づき、各地区の処理場を廃止し、平山地区（公共下水道接続済み）を除く９地区を４地区に再編・統合して公共下水道に接続することで、維持管理費を含めた事業費を縮減し、一般会計繰入金を低減する。

（２）必要な収入の確保

下水道使用料改定時に、同率で農業集落排水使用料の改定も行う。

（３）公営企業会計の適用

「経営の見える化」を図り、経営基盤の強化に取り組むため、R5年度までに公営企業会計を適用する。

（趣旨： H31総務省通知において、資産の規模が大きく、住民に密着したサービスを提供している下水道事業（公共下水道、農業集落排水等）への公営企業会計の適用に向け、重点的な取り組みを求めているため）

→R6年度予算から公営企業会計を適用

3　農業集落排水事業中長期経営計画について（つづき）

（参考）地方債残高の見通し

平成19年度に完了した10地区の整備事業のために発行した地方債の残高は、同年度にピークを迎え、以降減少している。

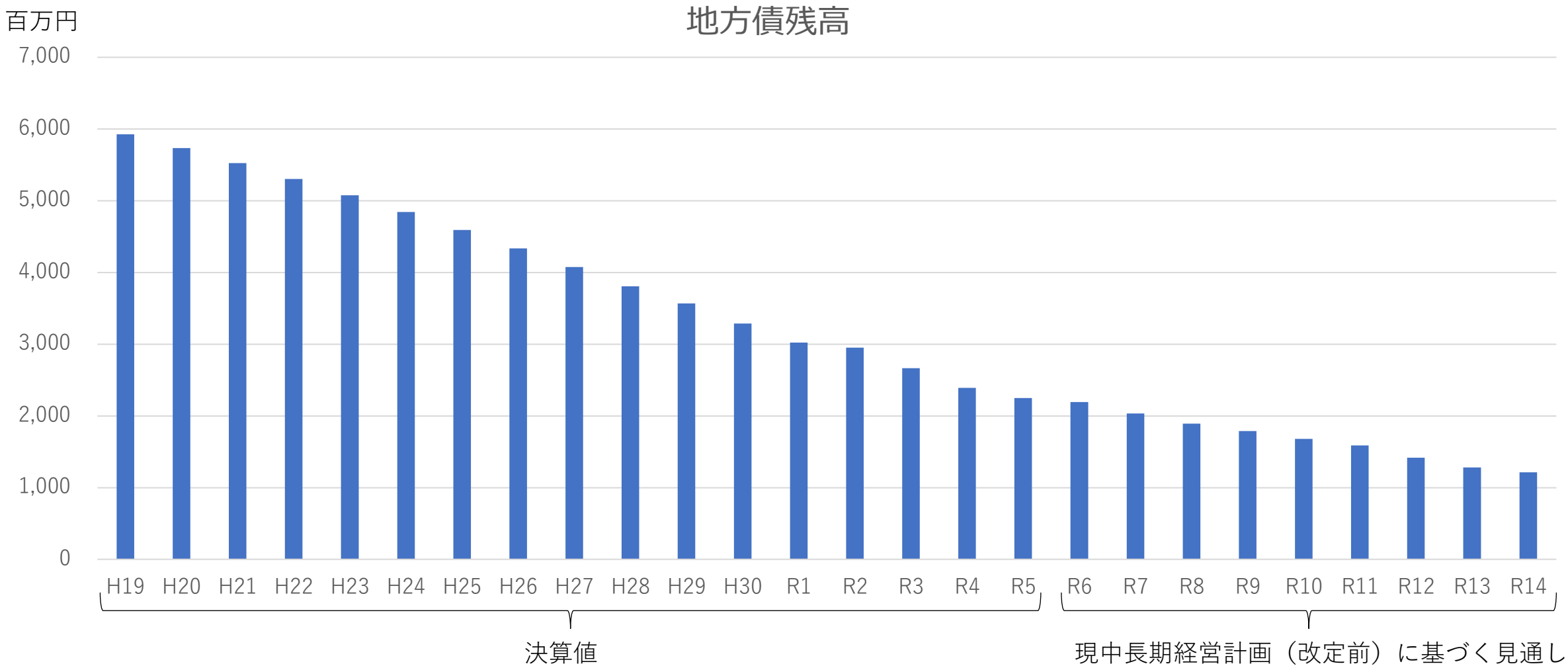

3　農業集落排水事業中長期経営計画について（つづき）

（参考）一般会計繰入金の見通し

再編により使用料収入は減少するものの、維持管理費の減少や起債償還額の減少などにより、一般会計繰入金は漸減する見込みである。

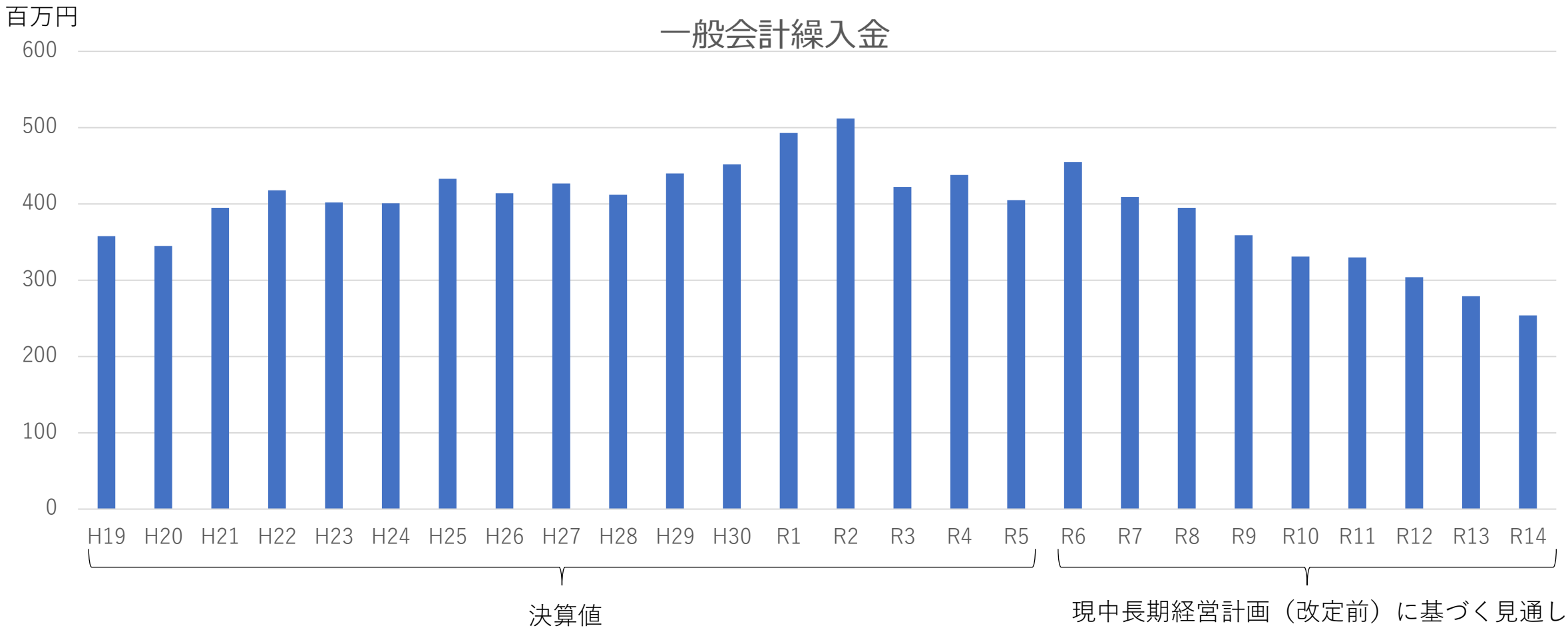

（3）計画の見直しについて

ア　背景等

①総務省「経営戦略策定ガイドライン」

「経営戦略」は、一 定期間（3～5 年毎）の成果の検証・評価した上で、見直しを行う。

②中長期経営計画

公営企業会計の適用後に収支計画の見直しを行い、計画期間中に公共下水道事業への編入を検討する。

イ　見直しの主な内容

事業再編に係る最新の進捗見込や、公営企業会計適用により把握された資産価額や経営状況を踏まえ、収支計画の見直しを行う。

ウ　見直しスケジュール

・経営委員会審議などを経て、令和 7 年度末までに改定する予定

4　農業集落排水事業再編計画について

（1）背景と目的

農業集落排水施設は、当初の供用開始から３０年以上が経過し、一部の施設では耐用年数が過ぎるなど、老朽化が進行していることから、順次、汚水処理場を改築更新する時期を迎えている。

一方で、汚水人口及び汚水量は将来的な減少が予測されていることから、既存の処理場を改築更新するだけでなく、現在ある１０地区の統廃合による再編なども含め検討する必要がある。

水槽壁面(本郷処理場)

機械設備(平川処理場)

図1 施設の状況

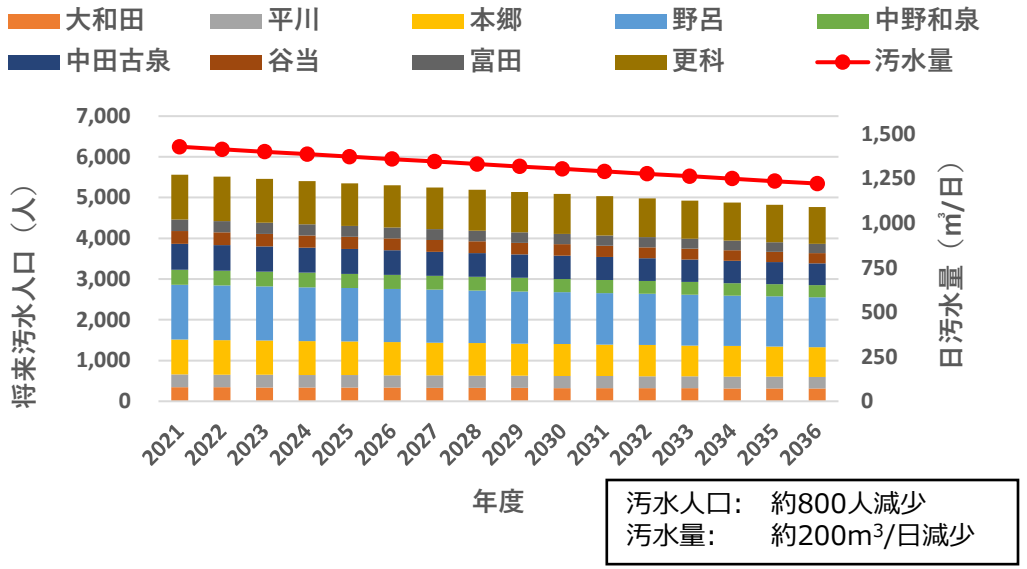

グラフ１　農業集落排水事業区域の将来人口予測

処理地区の統廃合や公共下水道への接続など、合理的かつ経済的な
再編計画を策定し、維持管理費を含めた事業費の縮減を図る

（2）再編計画の内容

持続的な汚水処理システムを構築するため、施設の集約化に向けた再編の検討を行った結果、各処理場を更新するより、隣接する各地区を統合し、公共下水道へ接続する方が経済的となった。

本再編計画では平山地区を除いた９地区を４地区に再編し、各地区にある処理場は廃止する。

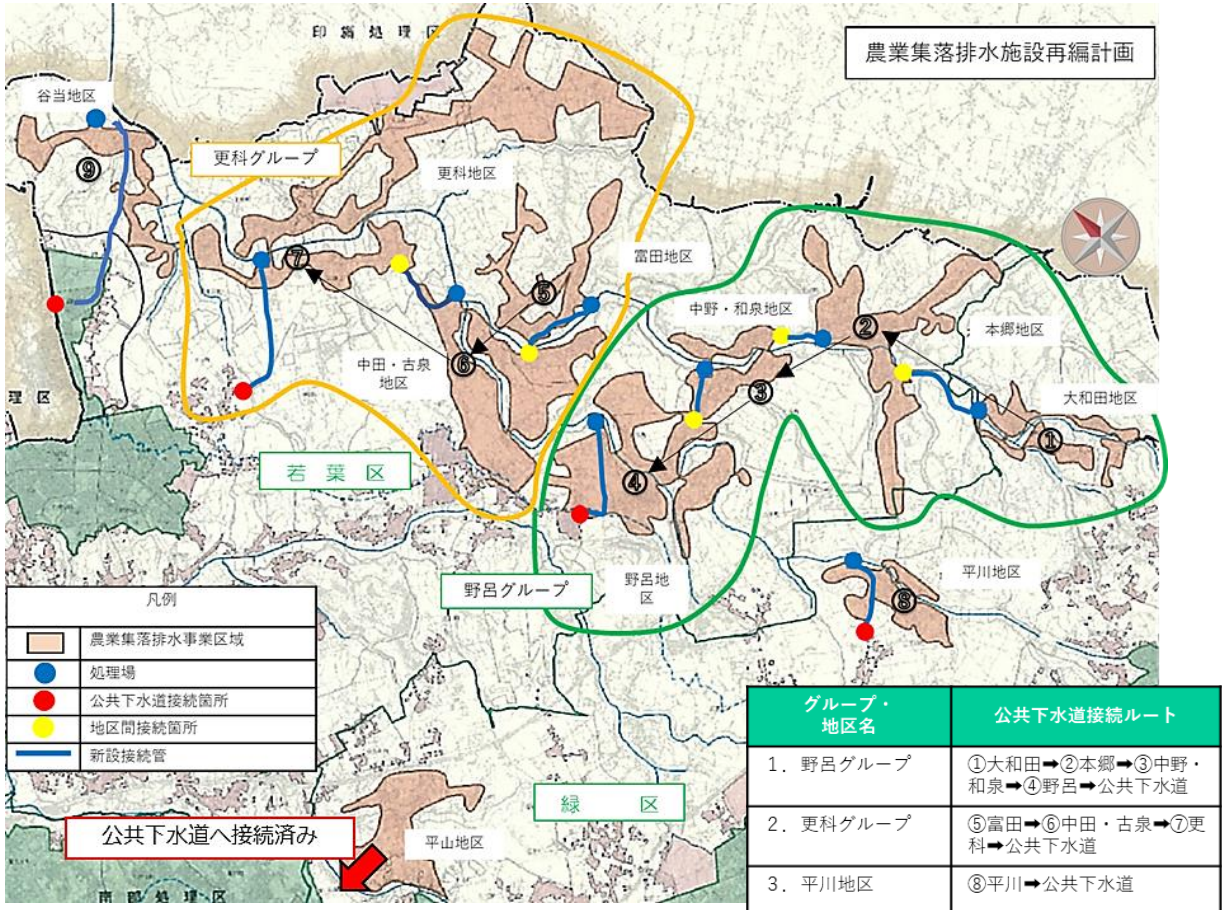

グループ・地区名	公共下水道接続ルート
1．野呂グループ	①大和田➡②本郷➡③中野・和泉➡④野呂➡公共下水道
2．更科グループ	⑤富田➡⑥中田・古泉➡⑦更科➡公共下水道
3．平川地区	⑧平川➡公共下水道
4．谷当地区	⑨谷当➡公共下水道

図２　再編計画図

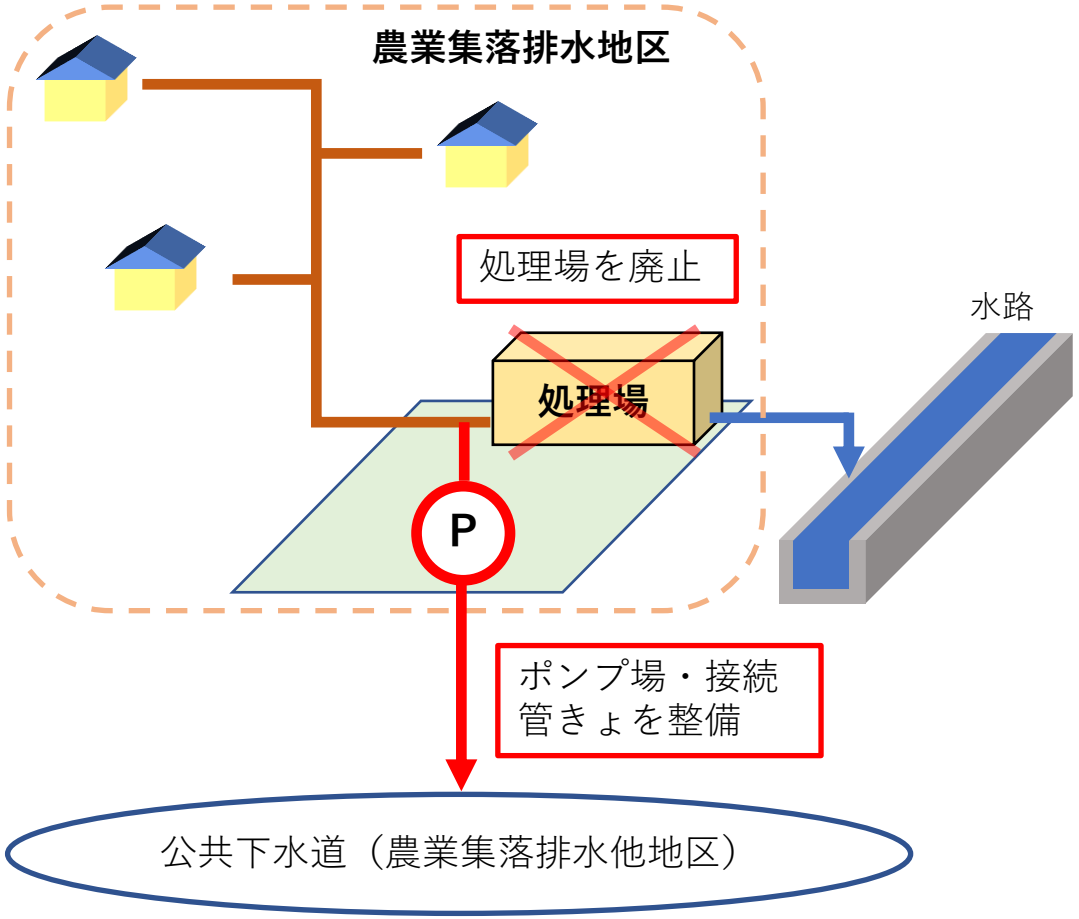

図３　地区再編のイメージ

（３）再編スケジュール

汚水処理場の更新時期を考慮するとともに、各年度の事業費が偏らないよう平準化を図り、スケジュールを決定した。令和１８年に全地区の再編工事の完了を目指す。

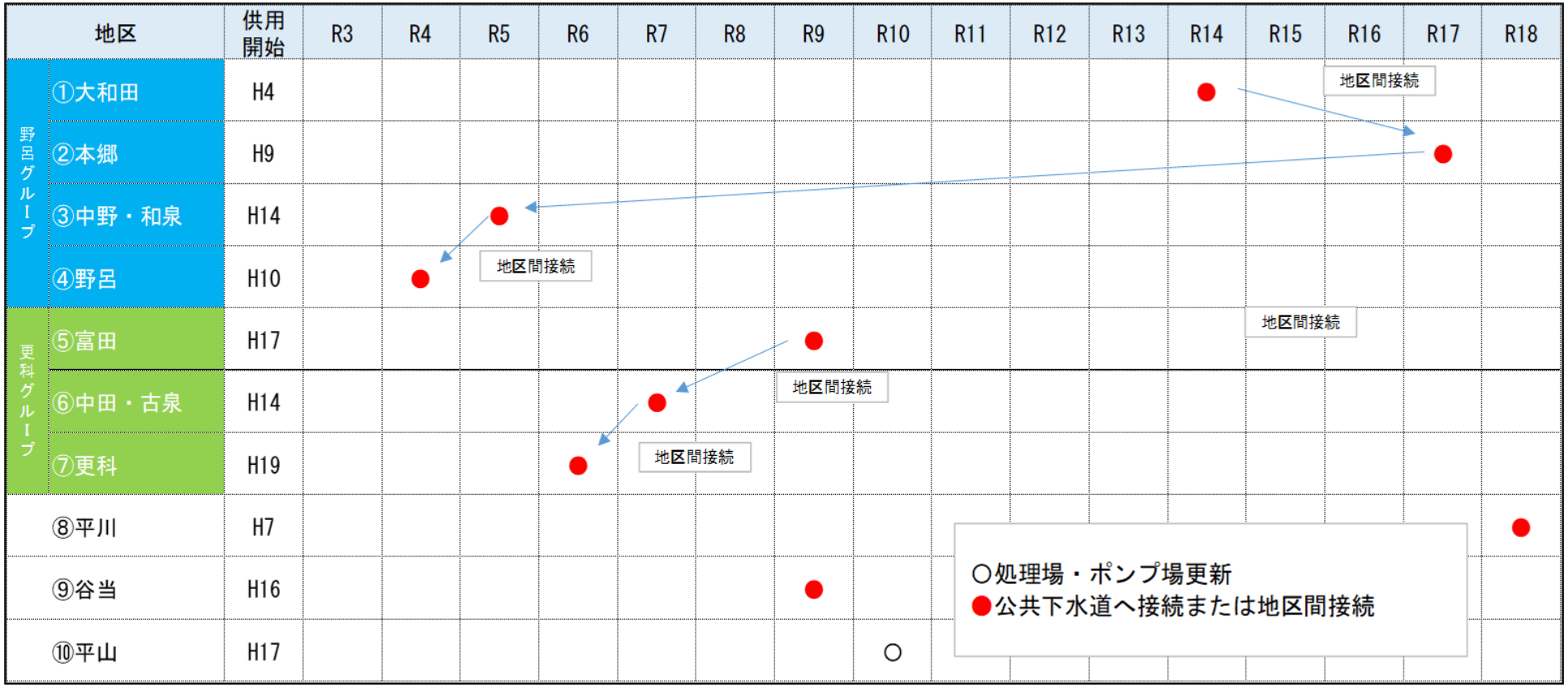

※令和２年度「千葉市農業集落排水事業中長期経営計画」より

図４　再編スケジュール

5　使用料体系の移行について

（１）公共下水道接続に伴う使用料体系の移行

共用開始から公共下水道へ接続している平山地区は、当初から下水道使用料の体系を適用している。
当該地区との整合を図るため、再編計画に基づき公共下水道に接続した地区から、農業集落排水使用料を下水道使用料の料金体系へ移行していくこととしている。
令和７年度以降、野呂地区から順に料金体系を移行予定である。

（２）農業集落排水使用料と下水道使用料の比較

※　井戸水利用の場合

農業集落排水使用料（平山地区以外）
基本使用料に世帯人員１人あたりの額を加算して算出。
３人世帯の場合　2,898円（税込）／月
（基本使用料1,330円＋（435円×世帯人員））×消費税率

下水道使用料（平山地区は適用済）
基本使用料に従量使用料の額を加算して算出。
３人世帯の場合　2,140円（税込）／月
（基本使用料611円＋従量使用料)×消費税率及び地方消費税率
３人世帯は20㎥※で算出。（※井戸使用水量は１人10㎥、２人目から5㎥で認定。）

（参考）農業集落排水使用料・下水道使用料比較

井戸水利用の場合の使用料（1か月）

世帯人数	農業集落排水使用料	下水道使用料
0 人	1,463 円	672 円
1 人	1,941 円	853 円
2 人	2,420 円	1,497 円
3 人	2,898 円	2,140 円
4 人	3,377 円	3,026 円
5 人	3,855 円	3,911 円
6 人	4,334 円	5,006 円
7 人	4,812 円	6,100 円
8 人	5,291 円	7,195 円
9 人	5,769 円	8,289 円